

大分大学基盤情報システムサブドメイン名割当て内規

平成25年11月26日制定

平成25年学術情報拠点内規第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学学術情報拠点（情報基盤センター）ネットワークシステム運用管理細則（平成25年学術情報拠点細則第1号）第6条の規定により、大分大学学術情報拠点（情報基盤センター）が管理するドメイン名（oita-u.ac.jp）に対するサブドメイン名の割当てに関し必要な事項を定める。

(サブドメイン名の管理者)

第2条 サブドメイン名の管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) サブネット管理者
- (2) 情報機器の設置者で、学術情報拠点副拠点長（情報基盤センター担当）（以下「センター長」という。）が適当と認めるもの

(サブドメイン名の割当て等)

第3条 管理者が、新たにサブドメイン名の割当てを受けようとするときは、所定の申請書によりセンター長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の申請書の記載事項に変更が生じた、又は利用を中止したときは、速やかにセンター長に届けなければならない。
- 3 新たにサブドメイン名の割当てを受けたときには、システムの円滑な運用に支障をきたしてはならない。

(サブドメイン名の管理)

第4条 管理者は、割り当てられたサブドメイン名を管理するDNSサーバを運用し、サブドメイン配下に配置するホスト名及び更なるサブドメイン名（サブサブドメイン名）の管理を行うものとする。

- 2 前項の場合において、管理者は必要があると認めるときは、管理についてセンター長に委任することができるものとする。

(承認の取消し等)

第5条 センター長は、システムの運用に関し管理者がこの細則に違反し、又はシステムの機能及び運営に重大な支障を来したと認めたときは、当該サブドメイン名の許可の取り消し又はその利用を一定の期間停止し、若しくはこれを制限することができる。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、サブドメイン名の割当てに関し必要な事項は、大分大学学術情報拠点（情報基盤センター）が別に定める。

附 則

この内規は、平成25年11月26日から施行する。